

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 9 日

関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

不正アクセスによる情報漏えい等の事案を踏まえた
セキュリティ対策の徹底について（周知依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、内閣官房国家サイバー統括室から、ウェブシステムに係る脆弱性の悪用、外部サービス事業者等を経由した侵害、堅牢性を欠くデータ管理等により、個人情報取扱事業者等の情報システムへの不正侵入や、個人情報を含むデータが窃取される事案が複数確認されていることを踏まえ、別添のとおり注意喚起がありました。

こうした状況を踏まえ、特に、大量の個人情報を保有する事業者や機微な情報を取り扱う事業者等におかれましては、別添に示された主な対策のポイントを御参照いただき、サイバーセキュリティ対策の一層の徹底について御検討いただくよう、貴団体の会員等に対し、周知いただきますようお願いいたします。

また、不正アクセスにより個人情報や業務情報が流出した場合には、事業の停止や顧客対応等、多方面にわたる経営上のリスクに発展する可能性があります。このため、事業者等の経営層におかれましては、サイバーセキュリティ対策を情報システム部門のみの問題ではなく経営課題として位置付け、必要な投資や人的体制の整備を含め、対策の強化について併せて御検討いただくよう、周知をお願いいたします。

加えて、サイバー攻撃による被害を受けた場合には、更なる攻撃被害の拡大を防ぐ観点から、サイバー攻撃に関する技術的な情報を内閣官房国家サイバー統括室に情報共有するため、事案の詳細をご報告いただくようお願いいたします。